第百三十四条第六項中「会計監査人」の下に「、監査等委員会」を加える。

第百三十五条第二号中「、監査役会」の下に「、監査等委員会」を加え、同条第三号中「第百二十八条第二項後段」の下に「、第百二十八条の二第一項後段」を、「監査役会」の下に「、監査等委員会」を加える。

第百五十二条第一号ハ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改め、同条第二号中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改める。

第百五十五条第二号中「監査役会」の下に「、監査等委員会」を加え、同条第三号中「第百二十八条第二項後段」の下に「、第百二十八条の二第一項後段」を、「監査役会」の下に「、監査等委員会」を加える。

第百五十九条第一号ハ中「監査役（」の下に「監査等委員会及び」を加え、同条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　法第百八十二条の四第一項の規定による請求に応じてする株式の取得　次に掲げる者

イ　株式の取得による金銭等の交付に関する職務を行った取締役

ロ　法第百八十条第二項の株主総会に株式の併合に関する議案を提案した取締役

ハ　ロの議案の提案の決定に同意した取締役（取締役会設置会社の取締役を除く。）

ニ　ロの議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

（電子公告規則の一部改正）

第三条　電子公告規則（平成十八年法務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第十三条第四項中第四号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六　監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

七　監事の第五号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第十四条第六号の次に次の一号を加える。

三　監事の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第十四条中第八号を第十一号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

十　監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

第十四条第六号の次に次の一号を加える。

七　監事の第五号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第十九条第二号ロ(2)を次のように改める。

(2)　代表理事以外の理事であって、次に掲げる者　四

(i)　理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

(ii)　当該一般社団法人の業務を執行した理事(i)に掲げる理事を除く。）

(iii)　当該一般社団法人の使用人

第十九条第二号ロ(3)中「外部理事」を「理事(1)及び(2)に掲げるものを除く。）」に改める。

第三十四条第二項第二号中「概要」の下に「及び当該体制の運用状況の概要」を加える。

第六十一条中「第十二条第二項第二号中「法第百十三条第一項第二号ロ」とあるのは「法第百九十八条において準用する法第百十三条第一項第二号ロ」と、「第十九条第二号ロ」とあるのは「第六十三条において準用する第十九条第二号ロ」と、同項第三号中「法第百十五条第一項」とあるのは「法第百九十八条において準用する法第百十五条第一項」と、同条第三項」を「第十二条第三項」に改める。

第六十六条第四項中第四号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六　監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

第六十六条第四項第二号の次に次の一号を加える。

三　監事の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第六十七条第三項中第四号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六　監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

第六十七条第三項第二号の次に次の一号を加える。

三　監事の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第七十六条第一項第一号ハ中「第三百一条第二項第十七号イ又は第三百二条第二項第十五号イ」を「第三百一条第二項第十五号イ又は第三百二条第二項第十三号イ」に改め、同項第二号中「第三百一条第二項第十五号イ又は第三百二条第二項第十三号」を「第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号」に改める。

第七十九条第一項第一号ハ中「第三百一条第二項第十七号イ又は第三百二条第二項第十五号イ」を「第三百一条第二項第十五号イ又は第三百二条第二項第十三号イ」に改め、同項第二号中「第三百一条第二項第十五号又は第三百二条第二項第十三号」を「第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号」に改める。

第八十二条第一項第一号ハ中「第三百一条第二項第十七号イ又は第三百二条第二項第十五号イ」を「第三百一条第二項第十五号イ又は第三百二条第二項第十三号イ」に改め、同項第二号中「第三百一条第二項第十五号又は第三百二条第二項第十三号」を「第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号」に改める。

第八十七条第一項第一号中「第三百一条第二項第十五号」を「第三百一条第二項第十三号」に改め、同項第二号中「第三百一条第二項第十七号イ」を「第三百一条第二項第十五号イ」に改め、同項第三号中「第三百二条第二項第十三号」を「第三百二条第二項第十一号」に改め、同項第四号中「第三百二条第二項第十五号イ」を「第三百二条第二項第十三号イ」に改め、同条第二項第一号中「第三百一条第二項第十七号」を「第三百一条第二項第十五号」に改め、同項第二号中「第三百二条第二項第十五号」を「第三百二条第二項第十三号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中会社計算規則第七十六条第一項、第九十三条第一項、第九十四条、第九十六条第二項、第七項及び第八項、第百二条第一項並びに第百十三条の改正規定　公布の日

二　第一条中会社法施行規則第百三条第二項の改正規定　平成二十七年四月一日